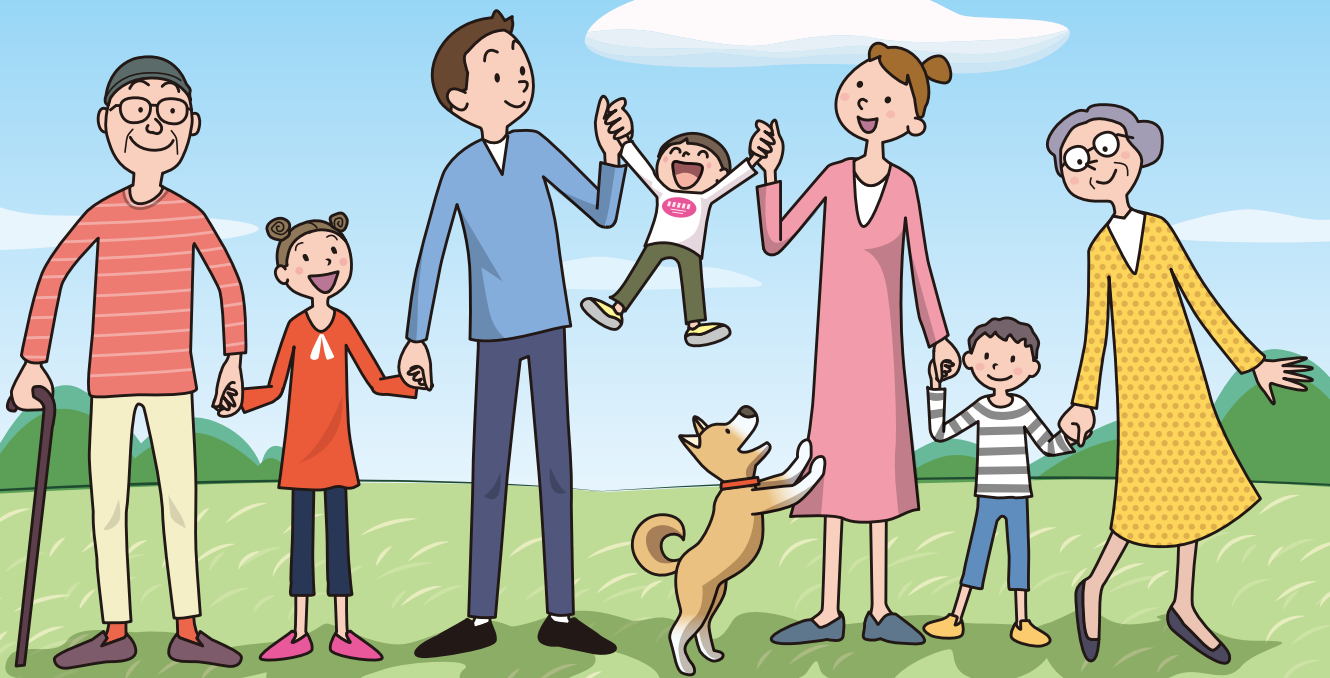


令和5年度税制改正



令和5年3月
財務省

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講じます。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を設けるほか、国際合意に沿ってグローバル・ミニマム課税を導入します。資産課税では次世代への早期の資産移転及び資産の再分配機能を確保する観点から、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築します。このほか、法人課税や車体課税の見直し、インボイス制度の円滑な実施に向けた改正なども行います。

目 次

1 個人所得課税

- (1) NISA制度の抜本的拡充・恒久化 P02
- (2) スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設 P03
- (3) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化 P04
- (4) 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し P04

2 資産課税

- 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等 P05

コラム① (改正の背景について)

コラム② (相続時精算課税制度について)

3 法人課税

- (1) 研究開発税制の見直し P07
- (2) 企業による先導的人材投資に係る税制措置 P08
- (3) オープンイノベーション促進税制の見直し P08

4 消費課税

- (1) インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置 P09
- (2) 自動車重量税のエコカー減税の見直し P10
- (3) 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設 P10

5 国際課税

- グローバル・ミニマム課税への対応 P11

コラム③ (新たな国際課税ルールについて)

6 納税環境整備

- (1) 電子帳簿等保存制度の見直し P12
- (2) 課税・徴収関係の整備・適正化 P13

- (参考) 令和5年度の税制改正 (内国税関係) による増減収見込額 P14

1 個人所得課税

(1) NISA制度の抜本的拡充・恒久化

- 「資産所得倍増」「貯蓄から投資へ」の観点から、NISA制度について、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とします。
- 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）については、年間投資上限額を120万円に拡充します。
- 上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」については、年間投資上限額を240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とします。
- 非課税保有限度額を新たに設定した上で、1,800万円とし、「成長投資枠」については、その内数として1,200万円とします。

【～令和5年】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和19年(2027年)		平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし



【令和6年以降】

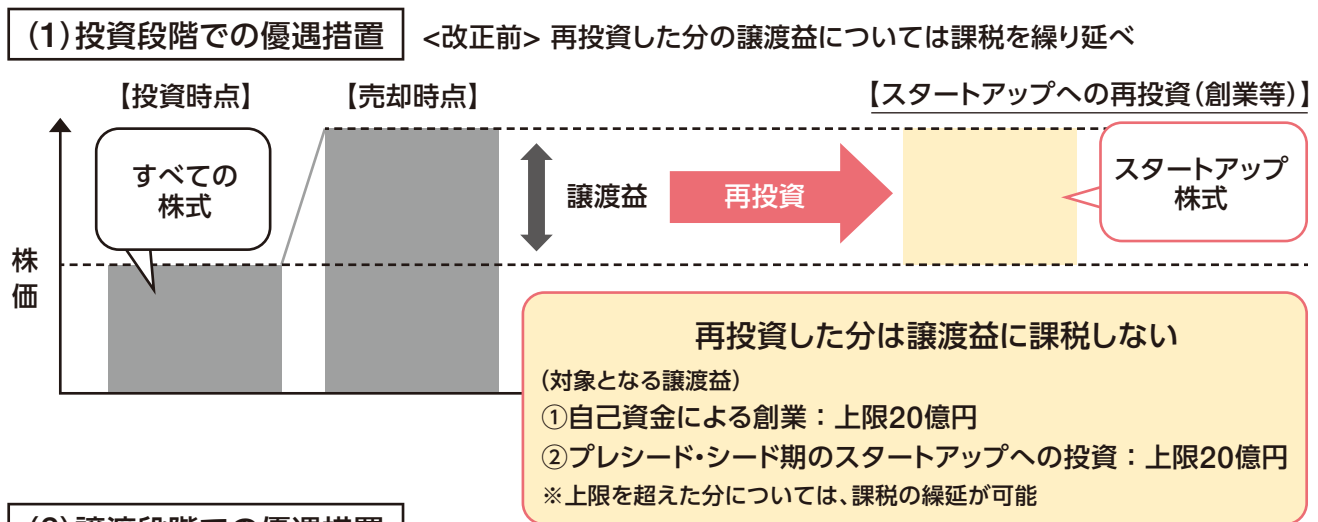
	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 ^(※1)	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有限度額 ^(※2) (総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		1,200万円(内数)
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り)		上場株式・公募株式投資信託等 ^(※3) [※安定的な資産形成につながる投資商品に絞る観点から、 高レバレッジ投資信託などを対象から除外]
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

- (※1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。
- (※2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。
- (※3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。

(2) スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

■保有する株式を売却し、①自己資金による創業や②プレシード・シード期のスタートアップ(※)への再投資を行う際に、再投資分については譲渡益に課税を行わない措置を創設します。(令和5年4月1日以降の再投資について適用)

※プレシード・シード期のスタートアップとは、エンジェル税制の対象企業である未上場ベンチャー企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていない又は売上が生じているが前事業年度の試験研究費等が出資金の30%超、③営業損益がマイナス、等という状況であることを指します。



(2) 譲渡段階での優遇措置

- 上記スタートアップ株式の売却により損失が生じたときは、その年の他の株式譲渡益からその損失額を控除可能。
- さらに、控除しきれなかった損失額は、翌年以降3年間にわたって、繰越控除が可能。

■併せて、上記(1)(2)の措置につき、以下の要件の緩和を行います。(令和5年4月1日以降の再投資について適用)

- ①自己資金による創業：同族要件を満たせない場合であっても、事業実態(販管費対出資金比率30%超要件等)が認められれば適用が受けられるようにする
- ②プレシード・シード期のスタートアップへの投資：外部資本要件を1/6以上から1/20以上に引下げ

(3) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

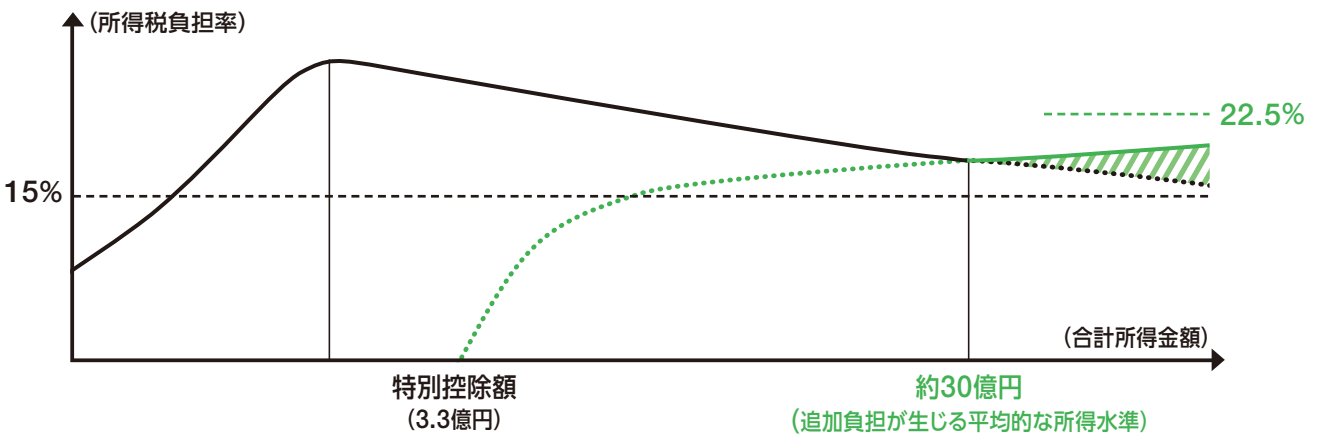
■税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を設けます。(令和7年分の所得から適用)

【措置の内容】

- ① 通常の所得税額
② (合計所得金額※ - 特別控除額(3.3億円))×22.5%
- ➔ ②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

※株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。
※スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている特別控除後の金額。

【イメージ】



(4) 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し

■特定非常災害による【住宅・家財等の損失】について、1年間で控除しきれない損失額(雑損失の金額)の繰越控除期間を3年間から5年間へと延長します。

■特定非常災害による【純損失】につき、以下の場合には、次の損失額について繰越控除期間を3年間から5年間へと延長します。

- ①保有する事業用資産等のうち、特定非常災害に指定された災害により生じた損失(特定被災事業用資産の損失)の割合が10%以上である場合、
 - ・青色申告者についてはその年に発生した純損失の総額
 - ・白色申告者については被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額の合計額
- ②特定被災事業用資産の損失の割合が10%未満の場合には、特定被災事業用資産の損失による純損失の金額

※純損失：不動産所得、事業所得、譲渡所得及び山林所得の金額の計算上生じた損失(総収入金額から必要経費(災害による事業用資産の損失を含む)を引いたもの)の金額のうち、損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額

2 資産課税

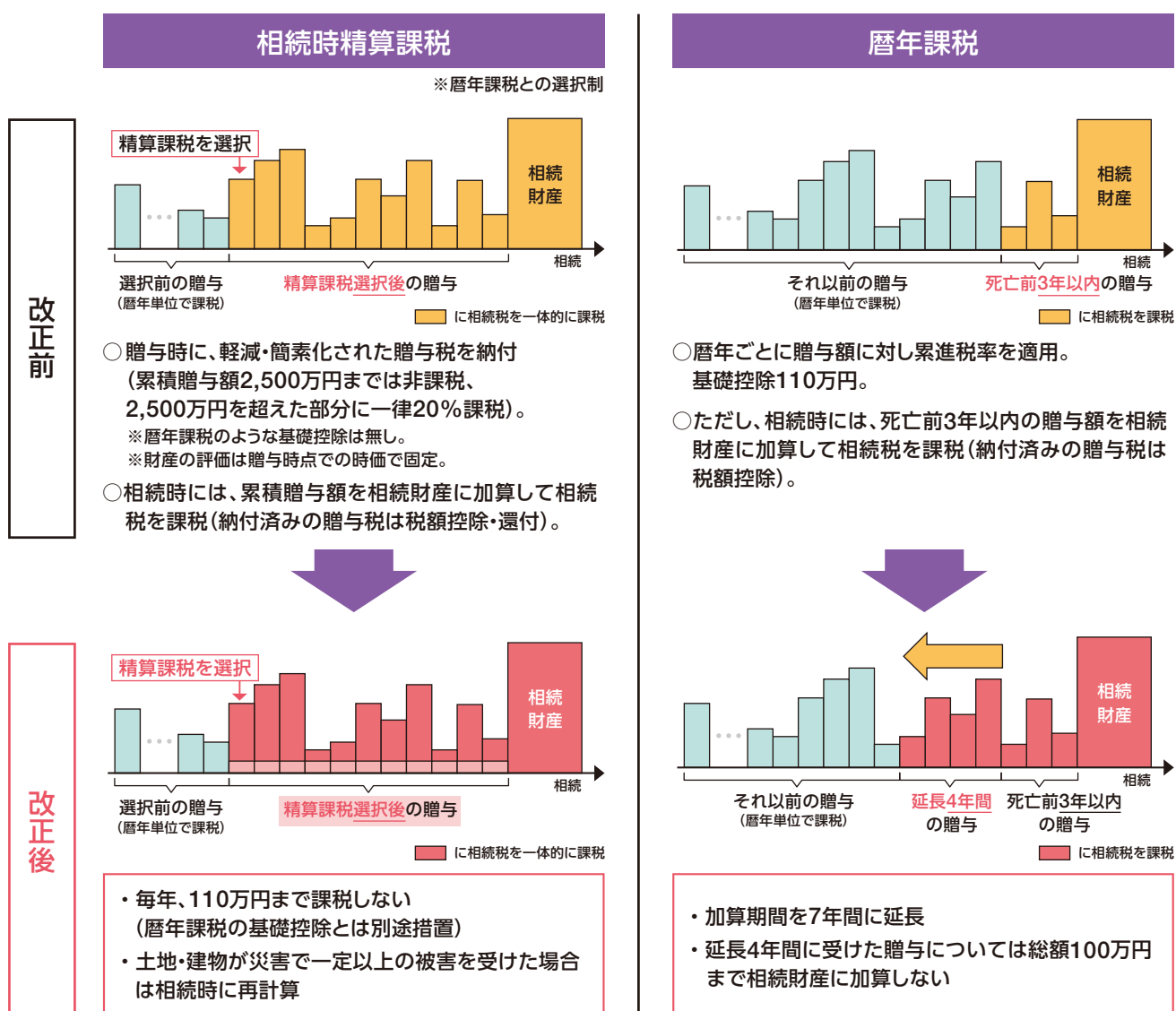
資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等

■相続時精算課税制度について、暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時にその課税価格を再計算する見直しを行います。

■暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間から7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しを行います。

※上記見直しは、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。

<贈与税と相続税の関係>

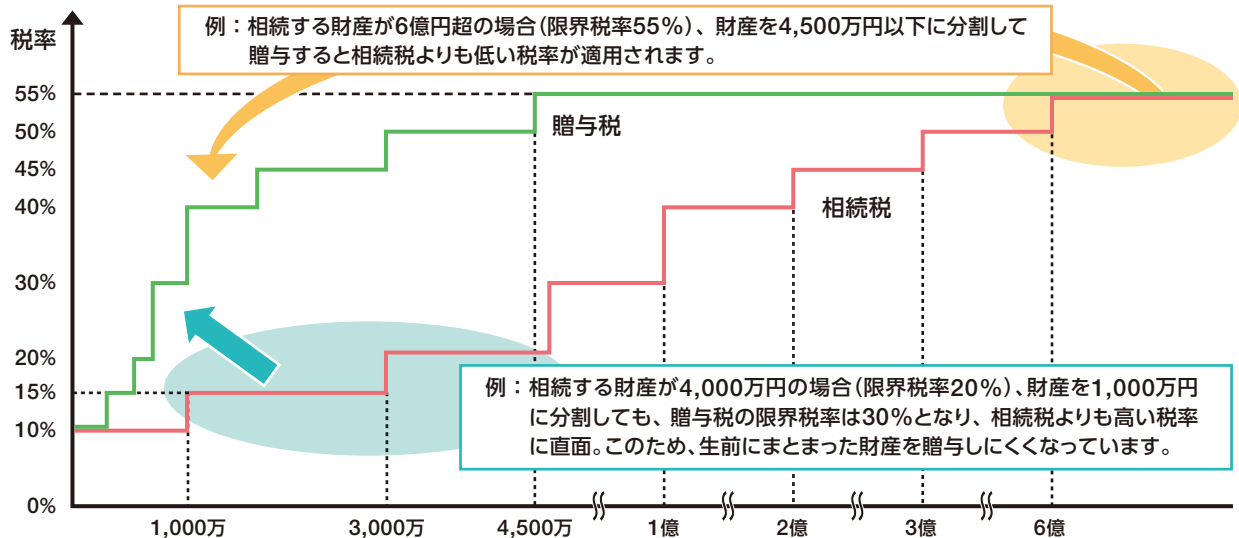


■教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を3年延長します。

■結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長します。

コラム① (改正の背景について)

- 贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっています。
 - 実際、相続税がかからない方や相続税がかかる方であってもその多くの方にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が高いため、若年層への資産移転が進みにくくなっています。
 - 他方、相続税がかかる方の中でも相続財産の多いごく一部の方にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が低いため、財産を分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用されます。
- ⇒生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、相続・贈与に係る税負担を一定にしておくため、「**資産移転の時期の選択により中立的な税制**」を構築していく必要があります。



〈備考〉横軸において、贈与税は「課税価格(取得財産－基礎控除額)」を、相続税は「各法定相続人の法定相続分相当額(課税遺産総額を法定相続分で按分した額)」を指します。

コラム② (相続時精算課税制度について)

- 次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成15年度に導入されました。
- 暦年課税との選択制です。

〔計算例〕3,000万円生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合(法定相続人が配偶者と子2人の場合)

【贈与時】		【相続時】	【合計納税額】
贈与額 3,000万円	基礎控除後の累積贈与額 2,890万円	相続財産 1,500万円	0円
2,890万円 〔改正後〕 基礎控除:110万円	特別控除 2,500万円 } 20%課税 納付税額 78万円	基礎控除後の 累積贈与額 2,890万円 } 4,390万円 < 4,800万円 (基礎控除) → 無税 ・贈与時の納付 税額78万円 は還付	
〔参考〕 暦年課税 の場合	納付税額 1,036万円	無税	1,036万円

(注1) 相続時精算課税を選択できる場合 贈与者:60歳以上の者 受贈者:18歳以上の推定相続人及び孫

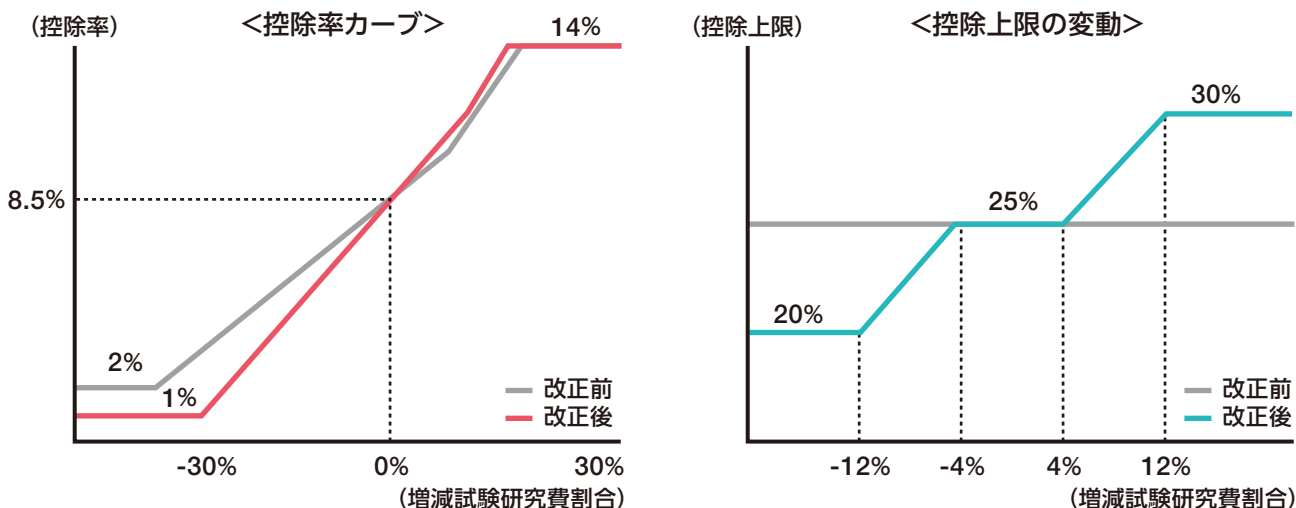
(注2) 相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について、暦年課税の基礎控除(毎年110万円)の適用は受けられない。

3 法人課税

(1) 研究開発税制の見直し

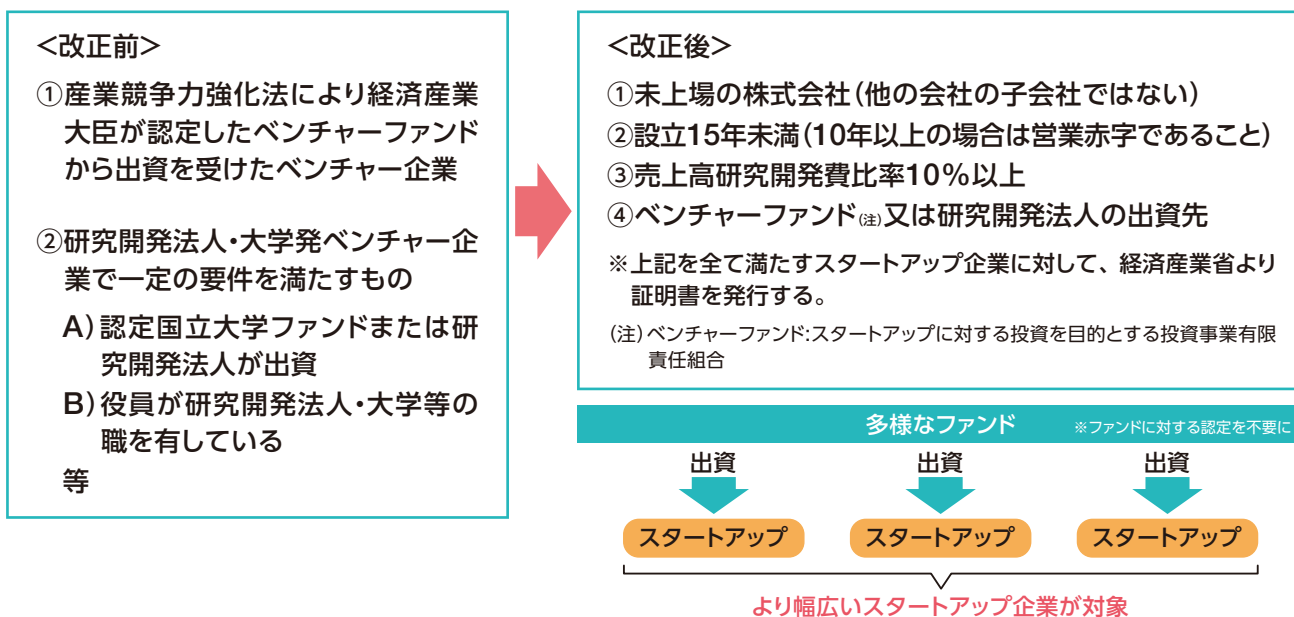
■研究開発費の増加インセンティブを更に強化するため、試験研究費の増減に応じた税額控除率のカーブを見直します。

■税額控除上限に到達した企業に対してもインセンティブ強化となるよう、試験研究費の増減に応じて、税額控除の上限も変動させる制度を新たに導入します。



■幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を促すため、オープンイノベーション型の「研究開発型スタートアップ企業」の範囲を大幅に拡大します。

【共同研究 委託研究の対象となる研究開発型ベンチャー企業の定義】



■ビッグデータやAI等を活用した「サービス開発」に係る試験研究費については、サービス開発に当たりビッグデータを新たに収集すること等が要件となっていました。新たなサービス開発を促すため、既存のビッグデータを活用する場合も研究開発税制の対象とします。

(2) 企業による先導的人材投資に係る税制措置

■企業の成長を先導する人材の創出を後押しするため、以下の措置を講じます。

① 学校教育における企業先導人材の育成

- ・大学や高等専門学校、一定の専門学校を設置する学校法人の設立費用として企業が支出する寄附金について、個別の審査を受けなくても全額損金算入が可能となる枠組みを設け、早期に寄附金の募集を可能とし、スピード感を持って学校経営を進めるための一助とします。

② 先導的研究開発人材の活用・育成

- ・高度な研究人材への投資を促し、国際競争に資するハイレベルでオープンなイノベーションを促進する観点から、博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用することに対し、研究開発税制における優遇措置を創設します。
- ・具体的には、これらの人材の人件費を対象とする新たな類型をオープンイノベーション型に設け、一般の試験研究費よりも高い税額控除率(20%)と、別に計上される税額控除上限(10%)の適用を可能とします。

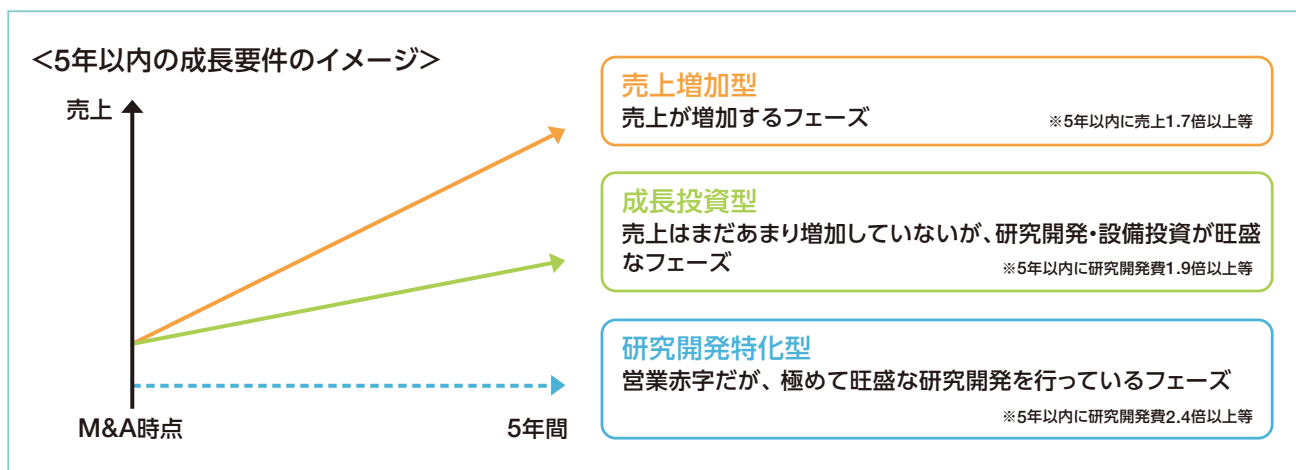
③ デジタル推進人材の育成

- ・企業がDXを進めて行く上で不可欠なデジタル人材の育成・確保を促すため、DX投資促進税制において、人材育成・確保等に関連する事項を要件化する等の見直しを行います。

(3) オープンイノベーション促進税制の見直し

■既存企業によるスタートアップ企業のM&Aを後押しする観点から、既存株式を取得した場合にも、オープンイノベーション促進税制の適用を可能とします。

■その際、M&Aから5年以内に「成長要件」を満たした場合は減税メリットがその後も継続する仕組みとし、スタートアップ企業の急速な規模拡大や、成長投資の後押しを図ります。



4 消費課税

(1) インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置

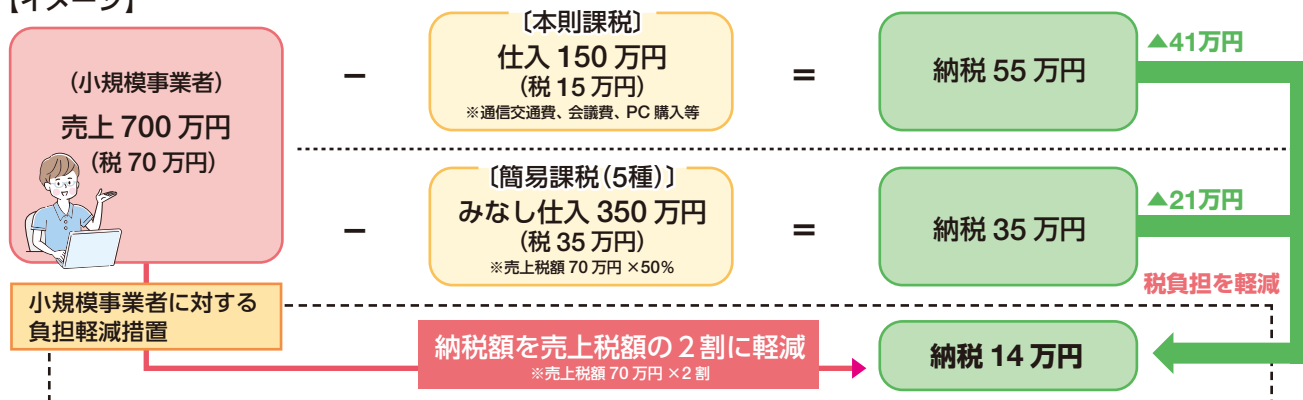
① 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

■ 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとします。

■ これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税を選択する場合より、事務負担も大幅に軽減されることとなります。

※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとします。

【イメージ】

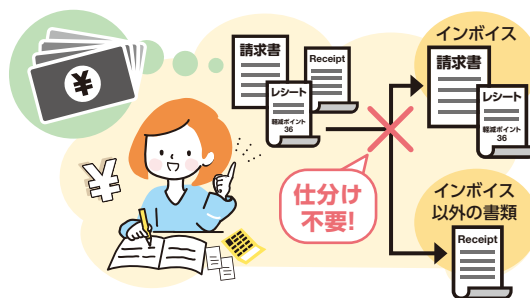


※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届け出を求めず、申告時に選択適用できることとします。

② 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

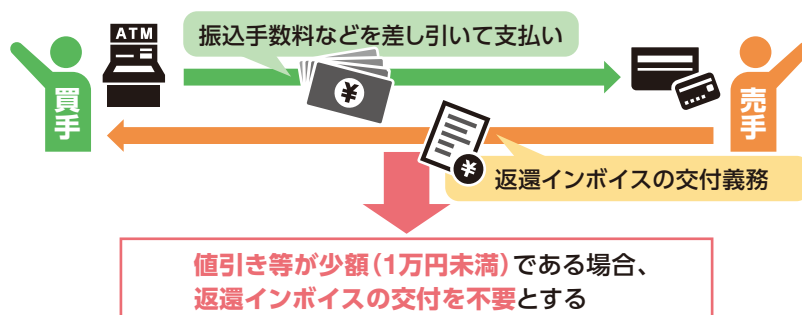
■ インボイス制度の実施にともなう、事務負担を軽減する観点から、基準期間(前々年・前々事業年度)における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とします。

※ 基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とします。



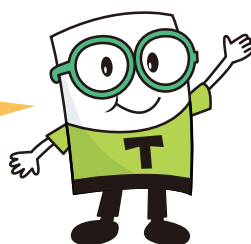
③ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

■ 事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等(1万円未満)については、返還インボイスの交付を不要とします。



▶インボイス制度の支援措置等についてはこちらから。

補助金の申請や登録申請
手続きの柔軟化についても
紹介しているよ!



財務省HP

(2) 自動車重量税のエコカー減税の見直し

- エコカー減税については、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、2023年末まで制度を変更せずに据え置きます。
- 据置期間後は、「2035年の乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%」とすることを目指す政府目標と整合的な形に見直す観点から、制度の対象となる2030年度燃費基準（以下2030基準）の達成度の下限を3年間で段階的に80%まで引き上げます。
- 3年目に制度の対象外となる2030基準75%～80%達成車について、激変緩和の観点から、1年間に限り本則税率の適用対象とする経過措置を設けます。
- 電気自動車等は、その普及を促す観点から、構造要件を維持した上で引き続き2回免税の対象とします。

車種	減免区分	期限延長前 (R3.5.1～R5.4.30)	据置期間 (R5.5.1～R5.12.31)	基準切上げ(～2年目) (R6.1.1～R7.4.30)	基準切上げ(3年目) (R7.5.1～R8.4.30)
EV・FCV・PHV・CNG	2回免税	達成度要件なし		➡	
ガソリン車・LPG車・ディーゼル車	2回免税	2030基準 120%達成～		➡	2030基準 125%達成～
	免税	” 90%達成～		➡	” 100%達成～
	▲50%軽減	” 75%達成～	➡	2030基準 80%達成～	” 90%達成～
	▲25%軽減	” 60%達成～	➡	” 70%達成～	” 80%達成～
	本則税率				” 75%達成～

(参考) 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し及び種別割のグリーン化特例の延長

- 環境性能割についても、半導体不足等の状況を踏まえ、2023年末まで税率区分を変更せずに据え置きます。据置期間後は、電動車の一層の普及促進を図る観点等から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げます。
- 種別割のグリーン化特例について、適用期限を3年延長します。

(3) 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設

- 酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことについて承認を受けた酒類製造者に係る一定の酒類について、製造規模に応じて酒税を軽減する措置を講じます。あわせて、改正前の中小事業者の酒税の特例措置は廃止し、新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のための経過措置を講じます。

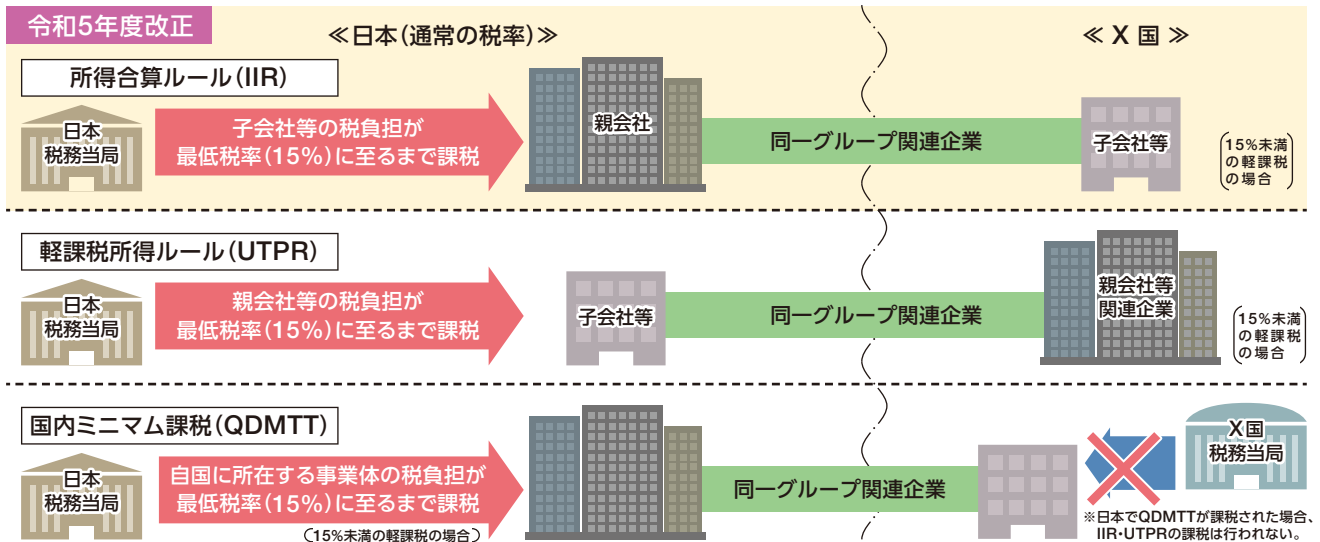
5 国際課税

グローバル・ミニマム課税への対応

■2021年10月にOECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」において国際的に合意されたグローバル・ミニマム課税(※1)の導入に向けて、所得合算ルール(IIR)に係る法制化を行います。

- ※1 年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,100億円)以上の多国籍企業を対象に、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。
- ※2 軽課税所得ルール(UTPR)及び国内ミニマム課税(QDMTT)については、令和6年度改正以降の法制化を検討します。

[グローバル・ミニマム課税の概要]



■グローバル・ミニマム課税の導入により追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制(CFC税制)について、①特定外国関係会社(ペーパーカンパニー等)の適用免除要件である租税負担割合の引下げ(30%→27%)、②書類添付義務の緩和等の措置を講じます。

※外国子会社合算税制は、国際ルール上も、グローバル・ミニマム課税と並存する仕組みとされています。

コラム③ (新たな国際課税ルールについて)

OECD/G20では、以下の課題に対応するため、新たな国際課税のルールについて議論が進められています。

課題

- **市場国に物理的拠点(PE:Permanent Establishment)を置かずビジネスを行う企業の増加**
 - ▶現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、**市場国で課税が行えない問題**が顕在化。
- **低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き**
 - ▶**法人税の継続的な引下げ**により各国の法人税収基盤が弱体化。
 - ▶税制面において**企業間の公平な競争条件を阻害**。

- 2015年の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題(法人課税)について、作業を進めることに合意。
※ BEPS : Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)
- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」(現在は約140か国・地域が参加)において議論が進められ、**2021年10月8日、2つの柱による解決策に合意**。
- 第1の柱(市場国への新たな課税権の配分) :
2023年前半に多国間条約の署名、
2024年に多国間条約の発効が目標。
(※)条約の承認に加え、各国国内法の改正も必要。
- 第2の柱(グローバル・ミニマム課税) :
2022年に各国国内法改正、
2023年(一部は2024年)の実施が目標。

6 納税環境整備

(1) 電子帳簿等保存制度の見直し

■電子取引の取引情報に係る電磁的記録(電子取引データ)の保存制度については、原則として保存要件^(注)に従って、電子取引データを保存しなければならないこととされています。

今回の見直しにおいて、電子取引データを保存要件^(注)に従って保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講じます。

(注) 具体的な「保存要件」については、「改ざん防止の要件(タイムスタンプ等)」、「検索機能の確保の要件」、「見読可能装置の備付けの要件」等があります。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ○保存要件に従って、電子取引データを保存しなければならないことが原則だが、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引データを出力することにより作成した出力画面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくことをもって、その電子取引データの保存に代えることができる。(経過措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記の経過措置は、適用期限(令和5年12月31日)の到来をもって廃止。 ○相当の理由があると認める場合(事前手続不要)、その電子取引データの出力画面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする。

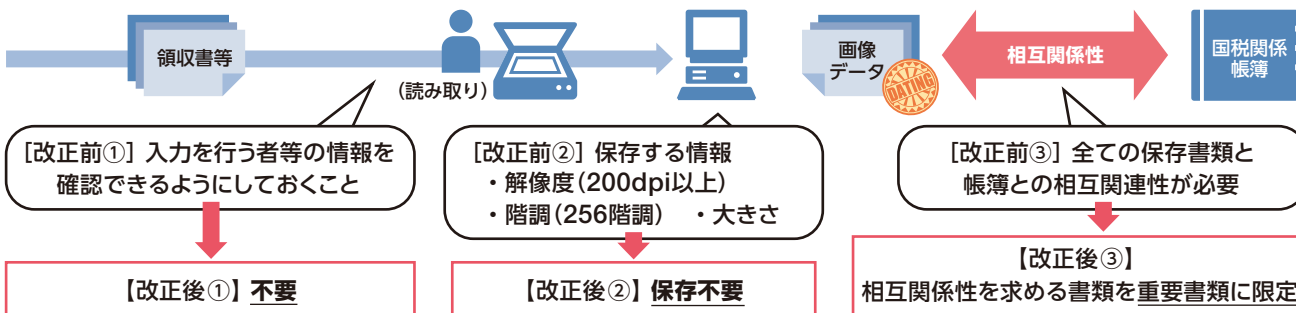
※1 上記のほか、検索機能の確保の要件について緩和措置を講じます。

※2 令和6年1月1日以後に行う電子取引について適用されます。

■スキャナ保存制度について、制度の利用促進を図る観点から、以下のとおり更なる要件の緩和措置を講じます。

- ①記録事項の入力を行う者等の情報を確認できるようにしておくことを不要とします。
- ②スキャナで読み取った際の情報(解像度・階調・大きさ)の保存を不要とします。
- ③帳簿との相互関連性を求める書類を重要書類に限定します。

※重要書類: 資金や物の移動に直結・連動する書類(契約書、領収書、請求書等)



※令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用されます。

■優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置^(注)の対象帳簿(所得税・法人税)の範囲について、以下の合理化・明確化を行います。

(注) 対象帳簿について、優良な電子帳簿の要件(訂正・削除・追加の履歴(トレーサビリティ)確保の要件、各帳簿間の相互関連性の確保の要件、検索機能の確保の要件)を満たして保存等がされた場合において、帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあったときは、その申告漏れに課される過少申告加算税を5%軽減する制度です。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ○過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲については「<u>仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(全て)</u>」とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「その他必要な帳簿」について、申告に直接結びつきやすい経理誤り全体を是正しやすくする観点から、帳簿の範囲を合理化・明確化。 <p><対象となる帳簿の具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上帳、仕入帳、経費帳(貸金台帳を除く。)、売掛帳、買掛帳(注)所得税の場合は、貸金台帳も対象となる。 ・受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、有価証券受払い簿 ・固定資産台帳、繰延資産台帳 等

※令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

(2) 課税・徴収関係の整備・適正化

■ 社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額(増差税額)が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%に引き上げることとします。

納税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
改正前	15%	20%	
改正後	同上	同上	30% ^(※1)

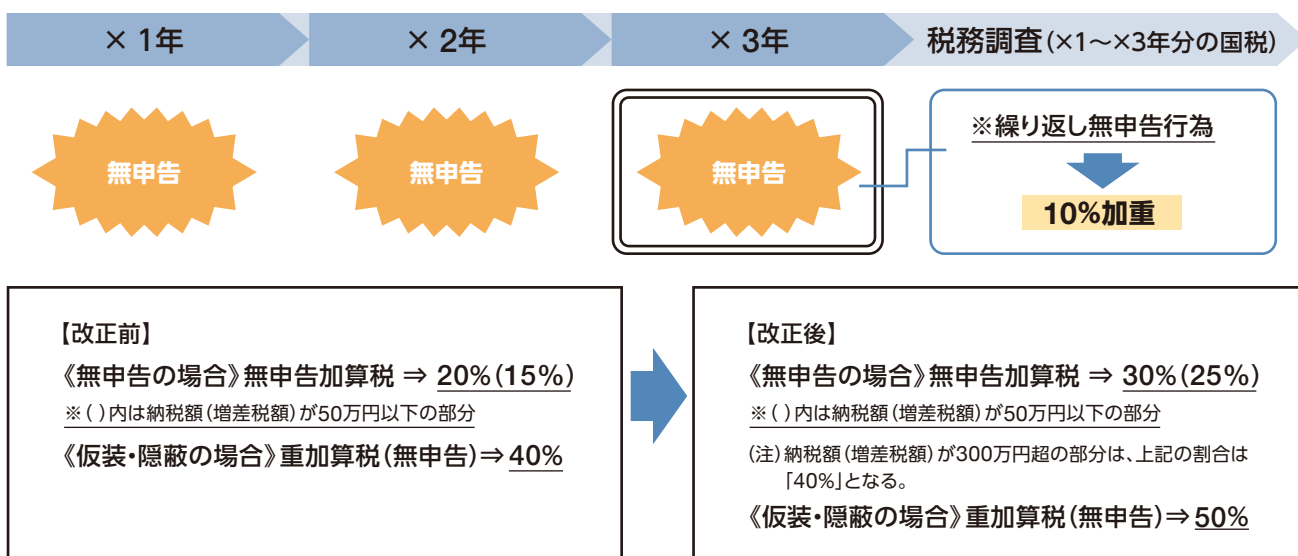
改正前	改正後
450万円	200万円
50万円	250万円
50万円	50万円
(納税額:500万円)	(納税額:500万円)

※1 納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額(例えば、相続税事案で、本人に帰責性がないと認められる事実に基づく税額(相続人が一定の確認をしたにもかかわらず、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合において、その相続財産について課される税額))については、上記の300万円超の判定に当たっては除外されます。

※2 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

■ 繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税^(注)又は重加算税(無申告)を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税^(注)又は重加算税(無申告)を10%加重する措置を講じます。

(注) 調査通知前、かつ、更正・決定予知前の無申告加算税は除かれます。



※1 過去5年以内に無申告加算税等を課された者が再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合に課される無申告加算税等の加重措置のいずれかが適用されます。

※2 上記の割合は、いずれも更正・決定予知後の加算税を前提とするものです。

※3 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

(参考) 令和5年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1.個人所得課税 NISAの抜本的拡充・恒久化	▲150	0
2.資産課税 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築	70	—
3.法人課税		
(1)オープンイノベーション促進税制の拡充	▲30	▲30
(2)研究開発税制の見直し	▲130	▲90
(3)その他の租税特別措置の見直し	50	30
法人課税 計	▲110	▲90
4.消費課税		
(1)承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設等	▲10	—
(2)航空機燃料税の税率の見直し	190	—
消費課税 計	180	—
合 計	▲10	▲90

※1 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

※2 原子力発電施設解体準備金制度の廃止による増収見込額は130億円(1年当たり)であるが、この準備金制度の廃止と併せて創設される、使用済燃料再処理・廃炉推進機構(仮称)への廃炉拠出金(仮称)については、法人税法上、損金算入されることとなる。

※3 5年度改正における自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額は平年度350億円、初年度20億円(特別会計分を含む)。他方、3年度から5年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲110億円程度(特別会計分を含む)。

※4 ダイレクト納付の利便性の向上によって、令和5年度に帰属する予定であった法人税額の一部(20億円)及び消費税額の一部(30億円)が、納付時期のずれにより、令和6年度税収に帰属することとなる。

令和5年度税制改正について詳しく知りたい方へ

STEP
1

<https://www.mof.go.jp>

または **財務省** で **検索**

STEP
2

税制(国の税金のしくみ) をクリック
→ **税制ホームページ**へ

税制ホームページ

税制改正の内容、
税制の資料(図解)
などをご覧ください。



【令和5年度税制改正の大綱】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf

【所得税法等の一部を改正する法律】

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/index.htm

(参考) 税に対する理解を深めるための取組

財務省では、国民の皆さまが社会を支える税のあり方を主体的に考え、納得感を持つことができるよう、財政の現状や税の意義・役割等に関する広報を行っています。

各パンフレットの送付を希望される方には、国内に限り無料でお届けしています。



メルマガ登録は
こちらから



《税制メールマガジン》

税制の最新動向や主税局職員によるコラムなどのコンテンツを配信しています。ぜひご登録ください。

《もっと知りたい税のこと(令和4年6月)》

税の意義や仕組みなどを分かりやすくまとめたパンフレット。
電子書籍(Kindle、楽天kobo)は、無料で配信しています。
財務省YouTubeチャンネルで動画も公開しています。



《財務省主税局×うんこドリル》

うんこ先生がクイズ形式で解説。
楽しみながら税金について学ぶことができます。



《学習まんが「税金のひみつ」》

小学生向けの学習まんがです。
全国の小学校、図書館等へ寄贈されています。
電子版は無料で公開しています。